⑵　試験の区分「府省合同Ｂ」　2025（令和７）年４月１日において、次の各号のいずれかに掲げる日から起算して当該各号に定める期間を経過した者

一　学校教育法に定める義務教育を終了した日　14年

二　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した日　11年

三　学校教育法に基づく高等専門学校の第３学年の課程を修了した日　11年

四　学校教育法第90条第２項の規定に基づき大学に入学した日　11年

五　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第２号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日　11年

六　学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第３号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。）　11年

七　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日　11年

八　外国において学校教育における12年の課程を修了した日　11年

九　昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を取得した日　11年

十　昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日　11年

十一　昭和56年文部省告示第153号第１号に規定する検定に合格した日又は同告示第２号から第５号までに規定する課程を修了した日　11年

十二　学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校、高等学校の専攻科の課程（同法第58条の２の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）又は専修学校の専門課程（同法第132条の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）（以下「短期大学等」という。）を修了した日　９年

十三　学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した日　９年

十四　学校教育法施行規則第155条第２項第５号から第７号までに規定する課程を修了した日　９年

十五　大学等を卒業した日　７年

十六　学校教育法第102条第２項の規定に基づき大学院に入学した日　７年

十七　学校教育法第104条第７項第１号の規定に基づき学士の学位を授与された日　７年

十八　学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、学校教育法施行規則第155条第１項第５号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。）　７年

十九　大学院の課程等を修了した日　５年

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

６　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び経験論文試験

⑵　試験の実施日　2025（令和７）年10月５日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市

⑷　第１次試験合格者発表　2025（令和７）年10月31日（金）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

７　第２次試験

⑴　試験種目

①　試験の区分「府省合同Ａ」　政策課題討議試験及び人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

②　試験の区分「府省合同Ｂ」　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日

①　試験の区分「府省合同Ａ」　2025（令和７）年11月上旬で指定する日

②　試験の区分「府省合同Ｂ」　2025（令和７）年11月中旬で指定する日

⑶　試験地

①　試験の区分「府省合同Ａ」　東京都

②　試験の区分「府省合同Ｂ」　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市

８　最終合格者発表

①　試験の区分「府省合同Ａ」　2025（令和７）年11月21日（金）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

②　試験の区分「府省合同Ｂ」　2025（令和７）年12月５日（金）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

９　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障のない範囲で認める。

申込受付期間は、2025（令和７）年７月28日（月）９時から８月18日（月）までとし、８月18日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参による申込みは2025（令和７）年７月28日（月）から７月29日（火）までとし、郵送による申込みの受付は同日までの通信日付印のあるものに限る。）。